

## 世田谷区はり・きゅう・マッサージサービス利用のルール

この事業は、高齢者と在宅障害者の介護者のリフレッシュを目的に実施する事業です。

よくある問い合わせを裏面にまとめました。利用にあたっては、本紙及び「世田谷区はり・きゅう・マッサージサービスのご案内」チラシをご確認ください。よろしくお願いします。

### 利用のルール

- 1 「1回」あたりの利用時間は45分です。
  - ・45分利用する前後45分の延長も、別日・別会場での45分の利用も「1回」と計算します。
- 2 ひと月最大2回まで利用できます。(月1回の利用が原則)  
多くの方にご利用いただけるように、月1回の利用が原則ですが、当日に空きがある場合のみ、2回目をご利用できます。
  - ・前後に空きがある場合、1回(45分)だけ延長が可能です。
  - ・当日定員に空きがある場合、別日・別会場で1回利用がある方も、1回(45分)の利用が可能です。
  - ・今年度より2回目を希望される方は、当日、社会福祉協議会(5429-2233)に電話でお申し込みください。
- 3 「1回」あたりの利用料金は1,500円です。
  - ・45分利用し、加えて前後45分の延長をするときの利用料金は、「2回」の利用なので、 $1,500円 \times 2回 = 3,000円$ です。

**[よくある問い合わせ]**

Q 1 : はがき、F A X、またはオンライン手続きで申し込みをし、予約が確定していますが、予約日前の別日に利用できますか？

A 1 : 当日空きがあれば利用できます。

社会福祉協議会（５４２９－２２３３）に連絡をし、予約状況の確認をしてください。  
ただし、１か月最大２回までなので、予約日前に延長で２回分利用してしまうと、予約日にご利用いただくことはできません。社会福祉協議会へ予約の取り消しをお申し出ください。

Q 2 : はがき、F A X、またはオンライン手続きで申し込み、予約が確定していますが、予約日後の別日に利用できますか。

A 2 : １回目に延長していない場合のみ、当日空きがあれば、１回分（延長なし）利用できます。社会福祉協議会へ連絡し、予約状況の確認をしてください。

Q 3 : 同月内に延長利用しましたが、当日空きがあれば利用できますか？

A 3 : 延長利用分も「１回」と計算しますので、（当日空きがあっても）利用できません。

Q 4 : すでに同月内に１回分（延長なし）利用しましたが、２回目の利用はできますか？

A 4 : 当日空きがあれば１回分（延長なし）利用できます。

ご希望の場合は、社会福祉協議会へ当日電話をし、予約を取ったうえで、会場までお越しください。

**[問い合わせ先]**

**予約のキャンセル、空き状況の確認、２回目申し込み等**

**世田谷区社会福祉協議会  
電話 ０３ - ５４２９ - ２２３３**

**※利用月の６日以降の受付となります。**